

第4回定例会会議録

令和元年12月6日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和元年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名、全員の出席であります。理事者側も、全員の出席であります。

直ちに本日の本会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号の1番をお願いします。

諸般の報告

令和元年12月6日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案10件・報告3件が提出されていきます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情3件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員ほか7名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、こ

の場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

古越 弘議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） それでは、報告いたします。

11月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和元年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程を決定したので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案10件、報告3件の計13件であります。一般質問の通告者は8名であります。

9月定例会以後、提出された陳情が3件あり、受理いたしました。

これにより、会期は本日から12月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、16ページをお開きください。

会期及び審議日程表をこれから読み上げます。

第 1 日目	12月 6日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	12月 7日	土曜日		議案調査
第 3 日目	12月 8日	日曜日		議案調査

第 4 日目	1 2 月 9 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	1 2 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

17 ページをお願いします。

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1

1 2 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1

町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 2

1 2 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 2

次に、全員協議会の日程です。

1 2 月 1 3 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

で行います。

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 6 日までの 1 1 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 6 日までの 1 1 日間と決定しました。

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、

13番 市村千恵子議員

1番 内堀喜代志議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、令和元年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

既に、忘年会にも複数回行ったよという方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、寒さと相まって体調を崩しやすい時期だと思いますので、くれぐれも御自愛いただければと思います。

9月議会からの3カ月で一番の変化といえば、何といたしましては台風19号災害だったと思います。当町では、幸いにも人的被害はありませんでしたけれども、経済的被害については相当なものでございました。停電による各家庭の経済的被害なども、町として試算できているわけではございませんけれども、相当な金額にのぼったのかなと思います。それぞれの皆様にお見舞いを申し上げたく存じます。

以下、御説明申し上げます。

台風第19号災害につきまして、10月6日日曜日午前3時にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第19号は、12日土曜日午後7時前には大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、関東地方を通過して、13日未明には東北地方の東海上に抜けたものであります。

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響により、10日木曜日からの各地の総雨量は、関東甲信地方など17の地点で500mmを超える記録的な大雨となり、12日土曜日午後3時半には長野県を含む7都県に大雨特別警報が気象庁から発表されました。

役場庁舎の駐車場に設置してあります雨量計では、11日金曜日午後3時ごろの降り始めから13日日曜日午前10時ごろに雨が上がるまでの総雨量が284mmを記録しました。当町の10月1カ月の平年降水量は138mmとなっておりますので、10月一月分の2倍を超える雨がたった2日間で降ったことになります。

また、当町の1時間当たりの最大雨量は、12日午後0時20分から午後1時20分までの間に31mmを記録しました。

なお、この31mmという数字ですけれども、災害復旧費国庫補助金の対象となる1時間当たりの最大雨量は20mm以上であることを申し添えておきます。

政府は、この台風被害に対して、地域を区切らず激甚災害に指定したほか、台風としては初となる特定非常災害に認定しました。激甚災害は、被災したインフラ等の復旧に関して、通常よりも有利な国の交付金や起債が可能になるものであり、特定非常災害は被災者の民法的な権利を保護するための指定であります。

また、被災者の救助や応急的な生活の立て直しについて定めた災害救助法の適用自治体は14都県390市区町村となり、長野県では当町を含む43市町村にのぼりました。この数字は、東日本大震災を超える過去最大の適用となったわけであります。

当町の被害状況の概要であります。先ほども申したとおり、幸いにも人的被害はありませんでしたが、住家・建物被害では一部損壊が向原で1棟、非住家・建物被害では全壊が1棟、これは農業用のパイプハウスでありますけれども、これが全壊、また一部損壊等、これは軒先の破損や基礎の洗掘などがございますけれども、これが2棟ありました。また、床上浸水が2棟、これは清万と八ヶ倉であります。いずれも店舗でした。

これが確認されたほか、公共用の建物では、一部損壊が2カ所、これはクラインガルテン及び井戸沢最終処分場のフェンスでありました。

町道や上下水道の公共インフラや農地・農道等の被害状況は、町道の被害が、土砂崩落や陥没が35カ所、崖崩れが7カ所、倒木処理が22カ所、河川・水路の越水、護岸損傷等の被害が14カ所、町営水道の断水が2件、停電が町内約最大で2,600戸となりました。

農地への土砂流入等の被害は63カ所にのぼり、農道・林道の被害は58カ所、用水路の被害が33カ所、その他の施設として、やまゆり公園、雪窓公園で倒木が

発生しました。

近年では、平成19年の台風災害、また平成26年の豪雪災害に並ぶ、当町としては非常に大きな災害となりました。

早急に対処が必要な災害復旧経費約2億2,000万円の予算を専決処分させていただき、被災の直後から順次復旧工事に取りかかっているところでありますけれども、国庫補助金の交付対象となる比較的大きな被災箇所につきましては、これからでございますが、今月16日月曜日から18日水曜日ごろまでの間に国の災害査定を受け、来年の農作物の作付けに支障がないよう工事発注していく予定でございます。

続きまして、第1回浅間国際フォトフェスティバルPHOTO MIYOTAにつきまして、9月14日から11月10日まで開催しました。台風19号の接近に伴い、安全面を考慮して2日間休館といたしましたので、開催期間は58日間だったものの、開館日数としては56日間ということでございます。国内外で活躍するアーティストの写真作品を屋外・屋内さまざまな形で展示したフェスティバルには1万7,367人の来場がありましたが、昨年の入場者数より2,782人減少する結果となりました。

今回、新たな取り組みとして、期間中の10月26日、27日の2日間を御代田デーとしました。町民の方の入場料を無料とし、観光協会や商工会、町内関係者の出展、地元野菜の販売などにより、3,651人の来場がありました。

また、小中学校でアマナの写真家が講師となって写真教室を開催し、子どもたちの作品を会場内に展示しました。南小学校は5年生、北小学校は6年生を対象とし、日光写真の原理を使ったサイアノプリントに取り組みました。

中学校は3年生を対象とし、インスタントカメラを使って、学校内で撮影した写真をピザボックスに張り、オリジナルの装飾などを施して作品としました。

このほかに、龍神まつりと成人式で撮影会を実施し、町民のためのポートレートを会場内に展示しました。

御協力いただいた皆さんや御家族には、会場にも足を運んでいただき、自身の作品や写真の前で記念写真を撮るなど、多くの方が楽しむ姿が見られました。

開幕前日には国内外の作家と町民が触れ合う前夜祭を開催し、作家に対する認知度の向上など、一定の意義はあったように思いますけれども、できれば来年は今回

のような町の主立った方を招待する形を拡大しまして、交流したい町民ならどなたでも参加し、作家と触れ合えるような形でやっていければ、長く続いていくイベントとして定着していくのではないかと、このように思っております。

以上、申し上げたように、少しずつではありますがありますけれども、町民の皆様にも浸透してきているのかなと思います。今後も、町民が参加するイベント等の企画や魅力ある事業となるように、改善に努めてまいります。

また、ふるさと納税に関する途中経過を御報告いたします。

4月から7月は、寄附金に対する返礼品額の割合が高かった前年と比較し、むしろ寄附金額は落ち込んでおりました。私どもでは、8月ごろから新しい返礼品の追加や広報活動の強化を進めてまいったところでありまして、そのころから前年比でプラスに転じるようになったところでもあります。9月で前年比の2倍ちょっとというところまで来ておりました。

また、10月からは、台風被害に関し、返礼品を不要とする寄附も全国から頂戴するようになりました。友人、知人にも、私自身広く呼びかけまして、大変私的な話で恐縮ですが、私の中学時代から下宿で一緒だった松本市出身の医師に至っては、1人で35万円を寄附してくれたというような大きな寄附もありました。

これらのことから、11月末までの本年度寄附金額は4,700万円にのぼりまして、昨年度3月までの1年間の寄附総額が約4,400万円でしたので、11月末の時点で1年間の分を上回ることができました。

ちなみに、昨年と同じ時期、4月から11月の合計は2,500万円ほどでありまして、私どもの今年の数字にはまだ例年12月が入っていません。12月はいわば書き入れ時となりますので、今月は手作り品ゆえに欠品が起きやすい濱野皮革工藝様のバッグの在庫を先方に精査していただき、できるだけ品切れが起きないようにとお願いしております。

本年、新たに登録された事業者が12件、また品目は26件でありまして、これからも増やしていく予定であります。

先日は、町内で生産されているメロンの来年生産分の先行受付を始めました。また、町内事業者がつくった薪も、近隣限定でありますけれども配達する、これもまたサービスとして始めることができました。

今後も、町内レストランの食事券や町内事業者が近隣で採取をした蜂蜜など、多

彩な返礼品を準備しているところであります。

正直言いまして、今回、多少の工夫だったと思えますけれども、そういった中でも大きな寄附金額を集められるということがわかりましたので、来年度に向けてさらに施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんからもお知恵を頂戴できれば幸いに存じます。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告 5 件、条例案 2 件、補正予算案 6 件の計 13 件であります。

専決処分事項の報告 5 件につきましては、1 件目のエコールみよたの電話料金等インターネット料金の支払い遅延により発生した損害賠償については、職員の不適切な事務処理によって 319 円の延滞利息を発生させてしまい、この支払いについて専決処分をさせていただきました。改めまして、議員の皆様を初め町民の皆様に、深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

2 件目の御代田南小学校冷房設備設置工事契約の変更については、契約金額及び工事期間に変更はありませんけれども、工事内容に一部変更がありましたので、専決処分をさせていただきました。

3 件目の旧役場庁舎等解体及び整地工事契約の変更については、当初設計では確認できなかった地下埋設物の撤去などが必要となったため、385 万円の増工について専決処分をさせていただきました。

4 件目の御代田町一般会計補正予算（第 5 号）について及び 5 件目の御代田小沼水道事業会計補正予算（第 2 号）については、台風第 19 号災害の対応に緊急を要したため、関係予算についてそれぞれ専決処分をさせていただきました。

条例案の 2 件につきましては、1 件目の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案は、上位法である地方公務員法が一部改正されたため、本条例の関連する部分を改正するものです。

2 件目の御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正案は、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正されたため、本条例の関連する部分を改正するものです。

補正予算案の 6 件につきましては、令和元年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,196 万円を減額し、合計で 62 億 5,691 万円とするものです。

歳入の主な内容は、障害者自立支援給付金、障害児通所給付費等に係る国・県の

負担金で、356万円の増額を計上しました。

また、役場庁舎整備事業の見直しにより、役場庁舎整備基金繰入金2,034万円を減額し、小中学校冷房設備設置工事の完了などから、教育施設整備基金繰入金1,655万円を減額しました。

町債については、当初予算等で計上してありました事業費の財源変更として、しなの鉄道の車両更新事業に係るものなど、合計で1,570万円の増額を計上しております。

増額した歳出の主な内容は、民生費では、平成30年度事業の精算分として、国・県の負担金や児童手当交付金の返還金として1,835万円を増額し、商工費では、中小企業資金保証料負担金542万円を増額しました。公債費では、償還元金1,618万円の増額を計上しました。

9月議会で池田るみ議員から御提案があった、骨髄移植を受けた患者さんに対する予防接種の再接種に関し、個人負担をゼロにする新しい制度を始めてまいりたいと考えておりました、今回はお一人分の予算を計上しているところであります。

また、減額した歳出の主な内容は、総務費では、喫煙所の設置工事を中止し、電気自動車用の急速充電器の整備を来年度に見送ったことから、役場庁舎整備事業費2,111万円を減額し、教育費では、小中学校の冷房設置工事の入札差金から1,965万円の減額などを計上しました。

特別会計では、国民健康保険事業勘定特別会計では医療給付費等の増額、介護保険事業勘定特別会計では生活支援サービス委託料等の増額、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、貸付金、償還金、未償還繰越分の増額など、5会計で総額3,757万円の増額補正を計上しました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和元年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告について

(エコールみよたの電話料金とインターネット料金の支払い遅延により

発生した損害賠償について) — — —

○議長（五味高明君） 日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 議案書3ページをご覧ください。

報告第7 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

4ページをお願いします。

専第14条 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、エコールみよたの電話料金とインターネット料金の支払い遅延により発生した損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年9月30日 専決

御代田町長 小園拓志

1、契約先、契約内容についてです。①東日本電信電話株式会社、エコールみよたの電話サービス契約です。②NTTコミュニケーションズ株式会社、エコールみよたインターネット通信サービス契約になります。

2、利用料金は、①東日本電信電話株式会社が電話料金7月分2万2,982円、②NTTコミュニケーションズ株式会社、インターネット料金7月分5,832円です。

3、賠償の概要です。令和元年7月31日が納付期限である7月分のエコールみよた電話料金とインターネット料金を令和元年8月29日に納付したことにより、支払い遅延による損害賠償として、電話サービス契約及びインターネット通信サービス契約に基づき、年14.5%の延滞利息319円を令和元年9月30日に支払ったものでございます。

4、損害賠償額です。①東日本電信電話株式会社につきましては延滞利息255円、②NTTコミュニケーションズ株式会社、延滞利息64円、合計319円になります。

このたびは、不適切な事務処理によりまして支払いが遅れ、延滞利息という損害賠償を出してしまったことに対しまして、改めておわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

今後は、同様な事案を起こさないよう事務改善に努めてまいります。

専決処分の報告については、以上のとおりです。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 報告第8号 専決処分事項の報告について

（平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事契約の変更に

ついて）―――

○議長（五味高明君） 日程第6 報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書5ページをお開きください。

報告第8号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の6ページをお願いいたします。

専第15号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第3項の規定により、平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日 専決
御代田町長 小園拓志

記

平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事契約の変更についてでございます。契約金額、当初契約7,971万7,000円、変更後についても同額の7,971万7,000円で、変更増減額は0円となっております。

本契約につきましては、令和元年6月7日付で仮契約を締結しまして、6月17日付で議決をいただきました南小学校の冷房設備の設置工事の設計内容の変更の契約でございます。

こちら工事内容の変更につきましては、増額分と減額分があり、ともに同額であったため、増減はなしということとなっております。

増額の部分につきましては、地中に埋設します室外機の土台コンクリートの設置と排水管経路が、既に埋設してあります雨水の排水路に当たることが途中で判明したため、迂回工事を行ったところであります。雨水の排水路につきましては図面上で残っていなかったということで、設計の段階で把握することができなかったものでございます。

減額の部分につきましては、校舎内の冷媒管のカバーの取付工事におきまして、当初ステンレス製のものをカラー鋼板に変更をいたしました。これにより、減額となったものでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 報告第9号 専決処分事項の報告について

(平成31年度旧役場庁舎等解体及び整地工事契約の変更

について) ---

○議長(五味高明君) 日程第7 報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の8ページをお開きください。

報告第9号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

9ページをお願いいたします。

専第16号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第3項の規定により、平成31年度旧役場庁舎等解体及び整地工事契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年11月19日 専決

御代田町長 小園拓志

記

平成31年度旧役場庁舎等解体及び整地工事契約の変更について

契約の金額、当初9,457万8,000円、変更後9,842万8,000円、変更の増額385万円でございます。

本契約につきましては、令和元年5月15日付で仮契約を締結し、5月17日付で議決をいただいた旧役場庁舎等の解体及び整地工事の変更契約でございます。

工事の変更内容についてですが、旧役場庁舎の南側の正面入口、それと旧保育園の西側の入口に、当初設計にはない地下埋設配管があることがわかりまして、追加工事といたしました。この埋設配管が50mmの給水管であったため、給水バルブの設置をあわせて行ったものです。

また、駐車場北側のL型擁壁の一部が隣接地に侵食して施工されていたため、当初設計に試掘及び撤去費のみを計上しておりましたが、手前の駐輪場を撤去しまして、試掘により施工状況が確認できたため、浸食部分の後退工事を追加いたしました。

以上の追加工事から、385万円が増額となったものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。

専決処分ということで、確認をお願いいたします。

こちらの地下埋設物についての不測の事態が発生したということですがけれども、これがわかったのはいつだったのか、それと工期は当初の12月25日までの予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 施工のほうは総務課の担当でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

当初の設計の中にも、図面が残っている部分等で判明している地下埋設物については当初設計に含まれていたんですけど、増築、増築を重ねている庁舎でございましたので、取り壊して基礎を掘っているところで、当初図面にはなかったものが発見されたりとか、あとは当初のところでは残しておきましょうというふうに判断していたんですけど、その後の利用方法によっては邪魔になるんじゃないかということがありましたので、当初では残しておきたかった水道管なんですけれど、それを撤去して、バルブを付けておいたほうがいいんじゃないかというふうに協議の結果になりましたので、増工となったものでございます。

それと、工期につきましては、予定どおり変更なく完了できる予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、わかったのはいつかということで、そのことについて。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） ちょっと日にちまでははっきり覚えてはいないんですけど、変更契約書を締結する2、3週間前だったと思いますので、まずわかって、実際に幾らかかるかというのを設計していただきまして、設計金額が出た上でさらに精査を行いまして、この辺は省けるんじゃないかというような協議を重ねて、この日の仮契約の日付に至ったという状況でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、質問した理由なんですけれども、いろいろ実感的経過があったと思うんですが、こちらに記載されています消費税法の第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定によりということに記載されております。

ちょうど消費税が変わる9月末までですと、たしか100分の10は10月1日以降で、それ以前だと100分の8ということでしたので、その辺のことで9月前に、工期としては5月から始まっているので、もしそれ以前にこれがなされると、6万4,815円の差額が少なく済むということで、ちょっと確認をしたかったので、また専決処分で行われていることですので、その確認をしたいと思いました。

以上です。

○議長（五味高明君） よろしいですか。

○6番（井田理恵君） はい。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第8 議案第87号 専決処分事項の報告について

（令和元年度御代田町一般会計補正予算第5号）―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第87号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書11ページをお開きください。

議案第87号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

12ページをお願いいたします。

専第17号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和元年11月5日 専決

御代田町長 小園拓志

記

令和元年度御代田町一般会計補正予算(第5号)について

こちらは、10月の台風19号の災害復旧費の補正予算となります。

次の一般会計補正予算書の1ページ、お願いいたします。

令和元年度御代田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,979万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,888万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款 1 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、補正額 6,649 万 8,000 円でございます。こちらは、農林水産業施設の災害復旧国庫負担金としまして 4,888 万 5,000 円、また公共土木施設の災害復旧の国庫負担金としまして 1,761 万 3,000 円を増額するものでございます。

款 2 1 町債、項 1 町債、1 億 3 3 0 万円の増額です。こちらは、農地農林業施設の災害復旧債としまして 5,510 万円、また公共土木施設の災害復旧債としまして 4,820 万円の増額でございます。

3 ページ、お願いいたします。

歳出になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、補正額 2 5 4 万円の増額でございます。こちらは、台風 1 9 号の対応に係る職員の超過勤務手当等の増額でございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、5 万円の増でございます。こちらは、街路灯の修繕料 5 万円の増額をお願いしたものです。

款 1 1 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、1 億 3,726 万 1,000 円の増額です。こちらは、町単独の災害復旧費としまして、農地農業用の施設、林道等の災害復旧 4,610 万円、また国庫補助の災害復旧としまして、こちら農地農業用施設、林道等の復旧費 3,522 万 6,000 円増額をお願いしております。

大変失礼しました。農林水産業施設の災害復旧費でございますが、町単独災害復旧費としまして 5,086 万 7,000 円でございます。国庫補助としまして 8,639 万 4,000 円の増額でございます。大変失礼しました。

続きまして、項 2 公共土木施設災害復旧費でございます。こちらは 8,132 万 6,000 円の増額をお願いしております。こちらは、町単独災害復旧費としまして 4,610 万円、町道、あるいは河川等の復旧費でございます。国庫補助の災害復旧費としまして、3,522 万 6,000 円の増額でございます。

こちらにあわせまして一般財源を確保するとしまして、款 1 4 予備費を 5,137 万 9,000 円減額をいたしました。歳出合計 1 億 6,979 万 8,000 円となっております。

4 ページ、お願いいたします。

第 2 表 地方債の補正です。2 件の地方債追加をいたしております。

起債の目的、農地農林業施設の災害復旧費、限度額5,510万円、また公共土木施設等の災害復旧事業債としまして4,820万円でございます。起債の方法は証書借入、または証券発行、利率は年4%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものといたします。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができることとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

市村議員。

（13番 市村千恵子君 登壇）

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

ページ8ページですけれども、款11災害復旧費ということで、項1農林水産施設災害復旧費でありますけれども、1町単独復旧費、先ほど5,086万7,000円というお話がありまして、また国庫補助として8,639万4,000円という中で、それぞれの件数と、それから小災害と災害、町単独と国庫補助それぞれの災害の基準、まずは件数をお願いしたいと思います。

それと、小災害と災害の違いの基準はどういうふうになっているのか。

また、次のページの款11災害の項2の公共土木施設災害復旧費のところでもお願いしたいと思いますが、公共土木の災害復旧、町単独費として4,610万円、それから国庫補助として3,622万2,000円というふうになっているわけですが、この件数をお願いしたいのと、それから小災害と災害という見方の基準というのはどういうふうになっているのか、お願いしたいと思います。

また、復旧の進捗状況と見通しについてお願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、公共土木災害についてお答えする前に、今回の災害の雨量が関係してまいりますので、そちらから説明いたしまして、公共土木施設災害を先に説明させていただきたいと思います。

今回の台風19号による降雨量は、最大24時間雨量で271.5mmで、1時間

の最大雨量が31mmでございました。

まず、公共土木の関係ですが、国庫補助の災害復旧事業の採択要件といたしまして、最大24時間雨量が80mm以上の降雨、または1時間雨量が20mm以上の降雨、かつ1カ所の工事費が60万円以上とされております。

小災害と災害の区分は、降雨量と工事費60万円を基準としております。よって、今回の降雨量がともに上回っておりますので、採択要件に合致いたします。

その上で、公共土木災害復旧において、上記国庫補助分対象となる復旧工事は4カ所、復旧工事費が3,522万6,000円を見込んでおります。このうち、50%の1,761万3,000円が国庫補助の対象となり、残りの全額は起債の借り入れとなります。

町単独分といたしましては、道路に関するものが35カ所、倒木22カ所、河川に関するものが10カ所、あわせて71カ所が対象となっております。事業費は4,868万円となり、このうちの工事費に当たる3,110万円が起債の借り入れの対象となります。

進捗状況と見通しにつきましてでございます。

道路関係が、国庫補助対象工事4カ所につきましては、災害査定を受検を12月16日に行いまして、国庫補助事業と認められますと、年明け1月下旬の工事発注となりますので、年度内の完了は大変厳しいと考えており、次年度に繰り越しをしての工事ということになります。

町単独につきましては、31カ所のうち29カ所が復旧済みで、残り2カ所は来年3月末の完了予定で進めております。

倒木につきましては、全て対応は済んでおります。

河川災害は、10カ所のうち1カ所が復旧済み、残りの9カ所につきましては今月発注いたしまして、来年3月末の完了を予定しておりますが、こちらも場合によっては次年度に繰り越す可能性があるということで進めております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 農林水産業施設災害復旧費のほうは、産業経済課のほうからお答えいたします。

町単独災害復旧費における件数につきましては、農地、農道、用水等の土地改良法にかかわる農業土木、こちらの被災箇所につきましては、農地40件、農道17件、用水14件、頭首工3件の合計74件でございます。

林道の被災箇所におきましては、鈴ヶ入線1件、久能入線10件、木の久保線6件、森泉山線9件の合計4路線26件ということになります。林道につきましては、全て伍賀地区の部分でございます。

したがって、農業用土木と林道をあわせると100件ほどになります。

続きまして、国庫補助災害復旧費における件数ですが、農業用土木の被災箇所は、農地20件、農道3件、農道橋が1件、用水2件、頭首工2件の合計28件でございます。

林道の被災箇所におきましては、木の久保線4件、森泉山線4件の合計2路線8件となっております。こちらも、先ほど申し上げたように、林道は伍賀地区ということになります。

したがって、農業用土木と林道あわせまして36件ということでございます。全部で136件、件数だけで言いますと、そういうことでございます。

なお、専決時点で委託や工事費に係る箇所でございますので、現時点で直後に行いました直営作業とか倒木処理、応急処置を含めて、復旧した箇所、土地所有者等が自ら復旧した箇所、その分は小規模ながら把握できた箇所とか、軽易や佐久市の所管の箇所などが一緒くたに含まれた工法で発表している数字や、先ほど町長の挨拶の数字とは若干異なるところでございます。

小災害と災害の違いでございますが、当初予算でも町単独災害復旧費に計上してありますように、国庫補助の対象とならない小規模な復旧費を小災害としております。今般の小災害復旧の農地につきましては、1カ所当たりの復旧費が40万円以下の工事で74%、農地以外の工事で65%を起債で充当します。

今回の補正におきましては、復旧に多額の費用を要する規模の大きい国庫補助対象となる災害を通常の災害としているところでございます。

復旧費のうち、農地で50%、農道・用水等で65%、林道木の久保線で50%、林道森泉山線は奥地路線として65%を国庫補助で、残りの90%を起債で計上しております。

復旧の進捗状況と見通しでございますが、被災直後に生活に支障を来す部分の応

急処置を最優先に、農道の路面補修や用水の土砂撤去作業等を実施しました。その後、比較的規模の小さい小災害復旧工事を逐次実施しているところで、始まったところというところがございます。小災害復旧工事につきましては、来年3月いっぱいまで完了していく予定であります。

規模の大きな国庫補助の対象工事につきましては、農林水産省の災害査定を12月に受けまして、承認された後に実施することとなりますので、来年1月に工事を発注して年度内には終わらせ、春の耕作には間に合わせるつもりであります。

ただし、一部では特殊な構造物、製品の納期に時間を要する工事、それと県所管の湯川の護岸復旧工事などに隣接工事、依存する工事ということになりますと、場合によっては次年度に繰り越す可能性もございます。そのときは、仮設のパイプなどを設けまして、耕作に支障が出ないように努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。池田議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 10番、池田健一郎です。2点ほどお聞きしたいと思います。

国庫補助の査定決定ですが、これまで現状を維持しなきゃいけないというような状況にあるようですが、現状視察がまた12月に入ってから行われるというような状況で、その間、住民の皆さんはいつになったらどうなるんだという心配をたくさんしています。

こういったところ、道路の完全な通行止になっているような場所は、仮の何か橋になるのか、崩れたり壊れたところをいろいろ手をつけなくて済むような対応策というものはとれなかったものかどうか、その辺をお聞きしたいのと、もう一つ、金井課長なんかのお話の中で、どうも今期中には非常に厳しいというような発言がありましたけれども、これは一つには農業の一番大事な春で、春の4月からその地域が、あるいは道路が使えないということは大変な問題なので、この辺について、例えば今期中に難しいよというのはどのくらい延ばさなければならないのかということをお土地の関係者、あるいは地域の方々に説明しておく必要があるかと思っております。

集落の方々から、台風のときは皆さん大変大勢見えていろいろやってくれたけど

も、その後、現状はどうなっているかという説明がないけども、そういったこともひとつ対応してくれという要望が出ておりますので、この2点についてお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

現在、道路関係で通行止となっておりますのが、面替地区で1カ所、豊昇地区で1カ所となっております。そちらにつきましても、今現在、迂回路を設定しております。迂回路が使える状態で、そちらのほうを使っております。

通行制限、ほかのところにつきましては、片側通行という形で今現在通れる状況にはなっておりますので、片側通行、もしくは応急処置によって現在通行できる状態になっております。ですので、現在、全面通行止になっておりますのはその2カ所ということになっておりまして、その2カ所につきましては迂回路を使っております。

以上です。

○10番（池田健一郎君） 迂回路も、例えば面替の例をとりますと、大変大きな迂回をしないと現場に行けないというのが現状なんです。迂回路をつくったからいいよということじゃなく、あるからいいよじゃなくて、一時的に簡単に例えば軽トラぐらいが通れるようなものを現場につくれないものなのか、こういったことを今お聞きしたわけですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（五味高明君） 池田議員に申し上げます。意見を言うときは挙手をお願いします。

金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 現在、通行止になっているところにつきましても含めて、実際に工事が発注されて現場に入るときは、構造物とか重機を設置する関係で、全面通行止にせざるを得ない場合も出てまいります。そのときには、関係する方には周知をいたしまして、迂回路のほうを通っていただくということは、どうしてもそれはそちらを通過してもらわないといけませんので、施工のときは全面通行止にしますということは事前にもって周知してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田議員、議員の本案に関する質疑は3回を超えますので、まと

めてください。

○10番（池田健一郎君） 質問に答えていただいていない事項が、関係者への説明会をとっていただけませんかということ、地元の人たちにしてみれば、いつか、あるいはどういう事情でこうなっているんだということを説明いただくことによって安心感も出てきますので、そういったことがとれませんですかということですか。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 受注者が決まりましたら、実際の具体的な通行止期間というものも明確にわかってまいりますので、その期間が決まりましたら、事前に看板等で周知をすることはもちろんのこと、区を通しまして回覧等で迂回路、あと工事期間、そちらのものを回覧して周知していきたいというふうに考えております。

○10番（池田健一郎君） 終わります。

○議長（五味高明君） 井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。市村議員の追加質問としてお聞きします。

8ページの災害復旧費ですけれども、農林関係では、特に林道を含め、伍賀地区がほぼ全てということでしたけれども、建設関係、土木、河川、それから道路、町全体に対してどの辺の地区が重点地区で、被害で、これらの予算が組まれているのか、お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 公共土木の道路と河川について、道路につきましては全部で31件ありまして、そのうち伍賀地区につきましては15件ですので、約半数については伍賀地区のほうに集中しております。あと河川につきましては、滝沢川で10件ということですので、滝沢川は草越から湯川のほうに流れておりますので、伍賀地区全ての被災ということになります。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第87号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、議案第87号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩します。

(午前11時10分)

(休憩)

(午前11時20分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第9 議案第88号 専決処分事項の報告について

(令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算第2号)―――

○議長(五味高明君) 日程第9 議案第88号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書13ページをお願いいたします。

議案第88号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

14ページをご覧ください。

専第18号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集

する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和元年11月5日 専決

御代田町長 小園拓志

令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）について

予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和元年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的収支の予算額を次のとおり補正する。

収益的収支につきましては、2ページにありますように、第51款水道事業費用、第1項営業費用としまして、補正額111万5,000円の増額をお願いするものでございます。

台風19号に伴う水道施設の停電に対応するため、発電機の借り上げ及び配水池への設置に伴うもの及び総経費にかかわるものの増額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用並びに第4項予備費につきましては、増減額はございません。

補正額の合計は111万5,000円となり、総額1億6,961万6,000円となります。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与といたしまして、補正額22万1,000円の増額となり、3ページにありますように、手当21万1,000円、超過勤務手当の増額補正によるものでございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

小井土議員。

（8番 小井土哲雄君 登壇）

○8番（小井土哲雄君） 8番、小井土です。

通告をしなくて悪いんだけど、今ちょっと思ったんですが、発電機借り上げということなんですけど、今後も起こり得ることで、買い上げの予定、計画はあるのか、

お聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

今後、停電等の可能性もございますので、借り上げる予定はありますし、そのための予算というものも確保してあります。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第88号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第88号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の15ページをご覧ください。

議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の16ページをご覧ください。

本条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが公布となりまして、関連して地方公務員法の一部が改正されました。

地方公務員法第16条の職員となることができない欠格条項に、これまでは第1号として成年被後見人または被保佐人が規定されていましたが、この第1号が削除され、第2号から第5号までの各号が1号ずつ繰り上がりました。このため、本条例の中で、改正前の地方公務員法第16条第1号の欠格条項を引用している部分の文言を削除するものです。

また、今回の一部改正にあわせまして、「禁錮」という文言と「手続」という文言が誤っておりましたので、正しく改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

次の17ページから19ページまでは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第90号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条

例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第90号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書20ページをお願いいたします。

議案第90号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

案について

御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

21ページが改正条例案、22ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、令和元年8月1日施行の災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。

この法の改正でございますが、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれた状況を鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例について等の所要の改正となっております。

本条例の改正でございますけれども、法を引用しております第15条第3項につきまして、法の改正に伴いまして引用条文を改めるものでございます。法第13条が償還金の支払猶予、14条が償還免除、16条が報告等、それから令第8条が一時償還、令第9条が違約金、令第12条が償還金の支払猶予の部分となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行としてございます。

なお、あわせまして、御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則がございまして、こちらの一部改正も実施するものとしてございます。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第91号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）

について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第91号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書23ページをお開きください。

議案第91号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の一般補正予算書1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,196万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,691万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、お手元の資料番号1で御説明をさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算(第6号)の内容でございます。

歳入から申し上げます。主なもののみ御説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、189万7,000円の増額をお願いしております。障害者自立支援給付負担金53万円、障害児通所給付費等の負担金80万円等、それぞれ歳出の見込み増による増額をお願いしております。

款15県支出金、項1県負担金、166万8,000円の増でございます。こちらも、国庫と同様、歳出の増ということで、障害者自立支援給付費負担金75万円等をお願いしております。

項2の県補助金、49万2,000円の減でございます。このうち、一番上になりますが、ワクチン再接種用助成事業補助金としまして、歳出でも申し上げますが、

新規事業としまして11万4,000円の補助金額となっております。

款17寄附金は、35万円の増でございます。台風被害に対する寄附金を2社の方からいただいております。

款18繰入金、項1基金繰入金、3,689万4,000円の減額でございます。役場庁舎整備基金では2,034万2,000円、教育施設整備基金では1,655万2,000円の減でございます。

項2の他会計繰入金、508万1,000円の増額です。後期高齢者医療の特別会計繰入金で30万円、住宅新築資金等の貸付事業特別会計から478万1,000円、増額をお願いしております。

款21の町債は、1,570万円の増額でございます。地域鉄道対策事業債としまして、しなの鉄道の車両更新に係る事業債1,060万円、また防災倉庫、可搬ポンプの事業に充てるため、防災対策事業債をそれぞれ350万円、160万円、増額をしております。

歳入合計1,196万8,000円の減額でございます。

続きまして、2ページ、歳出になります。こちらにも主なもののみ御説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、2,018万9,000円の減額でございます。役場庁舎整備事業費としまして2,111万2,000円の減額、またPCBの廃棄物処理委託料で、こちらは286万円の増額をお願いしております。

款3民生費、項1社会福祉費、529万1,000円の増でございます。障害者自立支援給付費で300万円、後期高齢者医療の給付費で416万円の増額をお願いしております。

項2児童福祉費、701万4,000円の増でございます。子どものための教育保育給付費負担金の返還金としまして1,414万7,000円でございます。こちらは、国及び県の平成30年度分の精算による増額をお願いしております。それと、私立幼稚園の就園奨励費補助金につきましては、1,020万9,000円の減でございます。10月からの幼保無償化に伴いまして、下半期分、減額をするものでございます。

児童手当交付金の返還金421万2,000円、こちらは30年度分の精算によるものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、176万5,000円をお願いしております。ワクチンの再接種費用助成事業補助金としまして、25万4,000円の増です。こちらは、白血病、小児がん等によります造血細胞移植後のワクチン再接種の補助金でございます。新規事業でございます。

それと、未熟児養育医療費の扶助費としまして、100万8,000円増額をお願いしております。

款7 商工費、項1の商工費です。544万4,000円の増でございます。中小企業資金保証料負担金としまして、こちら県制度の資金借入、1名3件の申請がございます。この保証料負担金として増額をお願いしております。

損害賠償金1,000円でございますが、こちらは郵便料の支払い遅延のための賠償金となっております。

続きまして、款9 消防費では、292万5,000円の減でございます。このうち防災倉庫新設工事及び防災倉庫の備品購入費、組み替えの補正をお願いしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款10 教育費、項2 小学校費、項3 中学校費でございます。それぞれ1,102万6,000円、594万7,000円をお願いしております。小学校、中学校の冷房設備設置工事で、それぞれ入札差金による減額をお願いしております。

それと、小学校費の一番下になりますが、南小学校施設改良工事としまして310万5,000円の増額をお願いしております。こちらは、防火シャッター、防火扉の改修でございます。本年の検査時に是正の指導がございました。安全性確保ということで、増額をお願いしております。

款11 災害復旧費、項1の農林水産業施設災害復旧費です。13万4,000円の増額でございます。こちらは、千ヶ滝用水の工事負担金13万4,000円でございますが、台風19号の復旧工事200万円ほど出ております。このうち、御代田町の負担分として、増額をお願いしております。

款12 公債費は、1,497万3,000円の増額です。償還元金で1,618万2,000円の増、償還利子では120万9,000円の減額となっております。

以上、歳出合計は1,196万8,000円の減となります。

予算書の6ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正でございます。追加で2件、お願いしております。

起債の目的、地域鉄道対策事業でございます。限度額1,060万円。また、防災対策事業としまして510万円の増額です。起債の方法は、証書借入、または証券発行、利率は年4.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合によりまして、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるものとしております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。2点について質問いたします。

予算書の15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄で060の01、役場庁舎整備経費、03010、急速充電器設置工事設計委託料42万6,000円の増額と、15010、急速充電器整備工事1,306万8,000円の減額になっているわけですが、町長の挨拶の中で来年に見送ったということだったんですが、その理由は。

2点目ですけれども、ページ27ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、説明欄の010の01、災害対策一般経費、18003、防災倉庫238万7,000円を減額し、15010、防災倉庫新設工事472万6,000円の増額で、組替の理由をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、初めに15ページの急速充電器の関係についてお答えいたします。

新庁舎に設置を予定している次世代自動車急速充電器につきまして、9月12日に5社による指名競争入札を執行いたしましたが、予定価格に達せず、不落となりました。成長業界の現状を鑑みまして、今年度は設計を見直すこととし、設計変更に伴う工期不足分を考慮の上、設備の工事自体は来年度に見送るということにいた

しました。

このため、変更設計にかかわる委託料を42万6,000円増額させていただきまして、工事費1,306万8,000円につきましては減額し、来年度に送りたいということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、27ページの防災倉庫の関係でございます。

当町の南東部の拠点となる避難所として、南小学校の敷地内に防災倉庫の設置を予定しておりまして、既存の役場の裏にあります防災倉庫の約2倍となります床面積約14m²のアルミ製のコンテナ型防災倉庫1基を備品として購入し、据え置くという計画でした。事業着手準備のための事務手続等を進めていたところ、コンテナ型の防災倉庫を単純に据え置く場合であっても、床面積が10m²を超えれば、建築基準法に基づく建築確認申請の対象となった他市町村の事例を発見いたしました。

佐久建設事務所の建築課と、本件についても建築確認申請を要するか否かの協議を重ねてまいりました結果、たとえ防災倉庫という用途であっても、コンテナを利用した建築物の取り扱いについてという国土交通省の通知に準ずるという判断でございます。建築確認申請が必要であるとの見解を得たところでございます。

このことから、備品購入費から工事費への予算組替を行い、組み替えました防災倉庫本体費用、これが備品購入費の額だったわけなんです。これのほかに建築物として設置するために新たに必要となりましたコンクリート基礎工事設置費、諸経費等の一式を積算しましたところ、不足する工事費233万9,000円の増額分とあわせまして、補正予算を計上させていただきましたので、本予算がお認めいただきましたら、双方に着手したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに、井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。1点、お願いします。

補正予算書（第6号）24ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費

544万4,000円のうちの商工振興経費542万9,000円のこの時期の増額と積算根拠について、御説明をお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 商工振興経費、節19中小企業資金保証料負担金は、県制度資金の融資あっせんの際の保証料補給事業としまして、長野県の中小企業融資規定と町の商工業振興条例の規定によりまして、事業者負担分を除いた額の2分の1ずつを県と町で負担するものでございます。例年15件ほど申請がございまして、1億から1億7,000万円の制度資金申請分に対して、200から300万円の保証料を支出しております。

当初予算時では、例年の実績から、融資額1億5,100万円に対し保証料負担額237万1,000円を見込んでいましたが、今年の7月に新規で太陽光発電システム設置に係る例年よりかなり大がかりな制度資金、県信州創生推進資金（次世代産業）という名称でございしますが、に対する保証が県で実施されました。

貸付融資額1億1,300万円の申し込みを受けまして、保証料の計算は、貸付金、計算期間、保障料率分割係数によって計算されますが、町分の保証料補給金額が542万7,619円となりまして、今回、増額補正をお願いするものでございます。

節22の損害賠償金につきましては、先ほども説明あったんですが、11月11日に発覚しましたプレミアム付商品券事業における9月分の郵便料金の支払い遅延に伴う遅延利息金となります。

説明のほうは以上でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ただいま県の制度資金のメニューということで、御説明いただきました。太陽光発電1億1,300万円ですか、これは大規模設置ということで、件数的には大規模が1件ということで、それから制度資金保証料の按分はどのように、もう一度、確認をお願いいたします。

○産業経済課長（大井政彦君） 太陽光発電につきましては、1件でございます。保証料につきましては、事業者負担分を除きました分の2分の1ずつを県と町で負担するものでございます。

保証料の計算でございますが、貸付金と計算期間、保証料率分割係数というものによって計算されて、町の保証補給金額が決まったものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘

定特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書24ページ、お願いいたします。

議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,335万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,372万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款1、項1国民健康保険税、補正額80万円の減額でございます。こちらは、退職被保険者等国民健康保険税、被保険者数の減少によりまして、減額をするものでございます。

款3県支出金、項1県補助金、2,410万6,000円の増額でございます。こちらは、県の普通交付金でございます。一般被保険者療養給付費の増額等によりまして、増となっております。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、4万6,000円の増額でございます。こちらは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、市町村のシステム改修に対する補助となっております。

歳入合計2,335万2,000円の増額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。

款1総務費、項1総務管理費、補正額7万7,000円の増額でございます。こちらは、資格確認事務電算化共同処理委託料、それから国保資格システムの改修委託料等の増額でございます。

続いて、款2保険給付費、項1療養諸費1,777万6,000円の増額、項2高額療養費633万円の増額でございます。こちらは、実績等から支出見込み額を算出し、過不足につきまして、今回、補正をするものでございます。

款4、項2保健事業費、209万9,000円の減額でございます。こちらは、臨時職員の賃金を計上してございましたが、年度内の支出が見込まれないため、減額をするものでございます。

款7、項1予備費、126万8,000円の計上でございます。

歳出合計2,335万2,000円となっております。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第14 議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特

別会計補正予算案(第3号)について――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書25ページ、お願いいたします。

議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,238万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款1保険料、項1介護保険料、補正額183万6,000円の減額でございます。こちらは、特別徴収129万5,000円の増、普通徴収313万1,000円の減

ということで、あわせて183万6,000円のマイナスでございます。調定額にあわせての補正となっております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金11万5,000円、こちらは介護予防サービス給付費増に伴います増額でございます。

項2 国庫補助金226万1,000円の増でございます。こちらは、総合事業の配食サービス増によります増額分、それから介護者機能強化推進交付金内示によりまして、増額となっております。

款5、項1 支払基金交付金46万9,000円の増でございます。こちらは、介護予防サービス給付費の増、それから総合事業の配食サービス増によります増となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金7万2,000円、こちらにも介護予防サービスの給付費の増加によるものでございます。

項2 県補助金14万5,000円につきましては、総合事業配食サービスの増によるものでございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、30万3,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰り入れということで、介護予防サービス費の増、それから配食サービスの増ということで増額もあるんですけども、佐久広域連合負担金分が52万1,000円の減となっておりますので、あわせると30万3,000円のマイナスとなっております。

歳入合計92万3,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。

款1、項1 総務費、52万1,000円の減額でございます。こちらが、佐久広域連合介護認定審査会の負担金の減額でございます。

款2、項1 保険給付費、57万7,000円の増でございます。こちらは、介護予防サービス給付費の増額となっております。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業任意事業費、56万7,000円の増でございます。こちらは、通信運搬費、それからケアプランの作成委託料等不足分につきまして、増額をお願いするものでございます。

項2 介護予防生活支援サービス事業費116万4,000円の増でございます。

こちらは、配食サービスの委託料の増額となっております。

款 6、項 1 予備費、86万4,000円の減額でございます。

歳出合計92万3,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別

会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、令和に統一するものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,359万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款1、項1後期高齢者医療保険料、1,074万3,000円の増額でございます。こちらは、後期高齢者医療広域連合からの算定によりまして、増額をお願いするものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金41万2,000円、こちらですが、保険基盤安定の繰入金、それから保健事業費の繰入金を増額するものでございます。

款4、項1繰越金72万円、前年度の決算確定によりまして、増額をするものでございます。

款5諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、2万1,000円の増額でございます。こちらは、10月までの実績によりまして、延滞金を補正してございます。

項3雑入、48万4,000円の増額でございます。こちらは、歳出増額補正に伴いまして、後期高齢者広域連合から、それから特別調整交付金からの収入を計上してございます。

歳入合計1,238万円の増額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。

款1総務費、項1総務管理費、30万円の増額でございます。こちらは、一般会計への繰り出しでございます。前年度繰り越しの確定に伴いまして、余剰分につきまして一般会計へ戻すという処理を行います。

款2、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1,112万円の増額でございます。

それから、款3保健事業費、項1健診事業費31万6,000円、こちらは健診の委託料、それから項2の保健事業費22万5,000円、こちらにつきましては人間ドックの補助金となっております。

款5、項1予備費、41万9,000円の増でございます。

歳出合計1,238万円でございます。

説明につきましては以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書27ページをお願いいたします。

議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案
について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出いたします。

令和元年12月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書1ページをご覧ください。

令和元年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、令和に統一するも
のとする。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万4,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ516万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款 1 県支出金、項 1 県補助金、補正額 1 2 万 3, 0 0 0 円の減額です。こちらは、必要経費の精査による減額によるものでございます。補助率は 4 分の 3 でございます。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額 1 0 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰り入れの額でございます。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、補正額 1, 0 0 0 円の増額でございます。前年度繰越金の確定によるものでございます。

款 4 諸収入、項 1 貸付金元利収入、補正額 4 8 3 万 4, 0 0 0 円の増額です。こちらは、宅地取得資金並びに住宅新築資金の返済でございます。

したがって、歳入合計は、補正額 4 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額としまして、総額 5 1 6 万 8, 0 0 0 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費、補正額 4 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額です。こちらは、一般会計への繰り出しが主なものでございます。

款 1 公債費、こちらにつきましては増減額はございません。

したがって、歳出合計は、補正額 4 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額となり、総額 5 1 6 万 8, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

（ 1 3 番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 3 番（市村千恵子君） 議席番号 1 3 番、市村千恵子です。お聞きいたします。

今回、諸収入ということで、貸付元利収入ということで 4 8 3 万 4, 0 0 0 円というのが上がっているわけですが、一括返済されたということでありませけれども、これは何か町がアクションといたしますか、返済をお願いしたという中でできたことなのか、また滞納の状況について、お願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) お答えいたします。

一括納入していただいた住宅新築資金等の貸し付けのうち、宅地取得資金の部分と住宅新築資金の部分になります。いずれも同一の方が借りていたもので、御本人の意向により返済をいただきました。町側からは、特に促したものではありません。

続いて、住宅資金等貸付事業の状況でございます。

こちらは、住宅新築資金、宅地取得資金、住宅改修資金という三つのものに分かれております。住宅新築資金につきましては、現在16件の方が滞納となっております。また、宅地取得資金につきましても、こちらも16件が滞納となっております。住宅改修資金につきましては、3件の方が滞納となっております。あわせて、35件が現在滞納ということになっております。

以上です。

○議長(五味高明君) 市村議員。

○13番(市村千恵子君) それで、9月議会のときにもお聞きしたわけですが、滞納総額というのが9月の時点では1億6,818万円ということでありました。それで、返済が滞納が進んでいるということで、町が一般会計から繰り入れて、それで償還しているわけですが、一般会計からの繰り入れは2億4,434万6,053円というのが9月の決算の時点での金額だったと思うわけですが、これが来年度、32年度で償還が終わる中で、まだ引き続き16件、宅地とか、新築16件、改修で3件ということで、35件の滞納が残るわけですが、これをどのように解決していくのか。

やはり町としても、今までは今回初めて一括返済されたことによって、一般会計への繰り出しということが初めて行われたのかなと、私はこの間ずっと見てきていると思うんですけども、これから納めていただければ、返済は終わっているわけですから、国のほうへの、それが今度一般会計のほうに入っていくという、昔の説明ではこれは一般会計に戻っていくから、有利な事業だということでの説明は受けてきたわけですが、果たして1億6,800、延滞金とかは取っていないわけですから、本当に1億6,818万ですか、この滞納分が本当に、今は事業規模が50何万ぐらいしか返済されてきていない中で、今回みたいに480万とか、一括

で払っていただければ大分見通しは見えるのかなと思いますが、1億6,818万の滞納を今後どういうふうに解決していくのか、その点についてお願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

住宅資金等の貸し付けにつきましては、令和2年の7月で最終納期を迎える方が1名いらっしゃいます。その後、新たな調定が発生しないことから、特別会計で処理をしていく理由がなくなるため、令和2年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては収入は0円の決済として処理をしております。

また、住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止の事務等を行いまして、令和3年度から一般会計へ移行していく予定で考えております。一般会計へ移行する際は、現在抱えております滞納分につきましては全額移行していくという考えでございます。

また、一般会計移行後は、滞納分について、賃貸借契約の確認と、その契約者及び相続人の所在等を調査いたしまして、順次折衝を行い、新たに債務承認を得られれば債権が発生となりますので、滞納整理を行っていくことができまいります。

いずれにしましても、9月議会の定例会で安曇野市の事務について回答してまいりましたけれども、ほかの市町村についても状況など情報収集に努めまして、適正な処理をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 市村議員に申し上げます。議員の本件に関する質疑は3回目となりますので、まとめてください。

○13番（市村千恵子君） ぜひとも、これだけの金額が滞納が残っているという中では、どういうふうに解決していくかということは非常に大きな町の課題だと思いますので、町長みずから実態も把握して、そして解決に向けていただきたいと思います。終わります。

それは残っていますか、答弁は。残っていれば町長に。

○議長（五味高明君） 終わります。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 17 議案第 96 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別

会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 17 議案第 96 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 28 ページをお願いいたします。

議案第 96 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出いたします。

令和元年 12 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書 1 ページをご覧ください。

令和元年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次のとおり定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 368 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8,941 万 7,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、補正額 242 万 3,000 円の増額でございます。こちらは、受益者負担金並びに分担金の全額納付によるものでございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額 848 万 2,000 円の減額です。こちらは、一般会計からの繰り入れでございます。

款 6 諸収入、項 2 雑入、補正額 237 万 5,000 円の増額です。こちらは、消費税の還付によるものでございます。

したがいまして、歳入の合計は、補正額 368 万 4,000 円の減額となり、総

額 7 億 8,941 万 7,000 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、補正額 324 万 9,000 円の減額です。こちらは、平成 30 年度の浅麓環境施設組合への汚泥処分費の確定によるものでございます。

款 2 公債費、項 1 公債費、補正額 43 万 5,000 円の減額でございます。こちらは、償還利率の 10 年ごとの見直しによるものでございます。

したがいまして、歳出合計は、補正額 368 万 4,000 円の減額で、総額 7 億 8,941 万 7,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 89 号から議案第 96 号までについては、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――― 日程第 18 陳情第 12 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情―――

――― 日程第 19 陳情第 13 号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

――― 日程第 20 陳情第 14 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第 18 陳情第 12 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情、日程第 19 陳情第 13 号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第 20 陳情第 14 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情について

は、今定例会に提出され、受理しました。

お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で、本日の議事日程を全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 0時19分